

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する定期監査等について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和 7 年 12 月 10 日

茨城県監査委員	石 井 邦 一
同	鈴 木 将
同	澤 田 勝
同	田 中 美 和

定期監査等の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、定期監査等の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査実施機関 54 機関

所管部局	監査実施機関名
総務部	県北県民センター、鹿行県民センター、県南県民センター、県西県民センター、筑西県税事務所
県民生活環境部	消費生活センター
防災・危機管理部	県立消防学校、環境放射線監視センター
保健医療部	ひたちなか保健所、潮来保健所、土浦保健所、つくば保健所、筑西保健所、衛生研究所、県北食肉衛生検査所、動物指導センター
福祉部	日立児童相談所、筑西児童相談所、県立茨城学園
産業戦略部	県立産業技術短期大学校、県立鹿島産業技術専門学院、県立土浦産業技術専門学院、県立筑西産業技術専門学院、産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所、産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校
農林水産部	県央農林事務所、県西農林事務所、県北農林事務所常陸大宮地域農業改良普及センター、県央農林事務所笠間地域農業改良普及センター、鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センター、畜産センター養豚研究所、農業総合センター農業大学校、水産試験場
土木部	水戸土木事務所、潮来土木事務所、土浦土木事務所つくば支所、茨城港湾事務所、茨城港湾事務所日立港区事務所、茨城港湾事務所大洗港区事務所
教育庁	水戸教育事務所、県立水海道第一高等学校附属中学校、県立波崎柳川高等学校、県立土浦工業高等学校、県立結城第二高等学校、県立水海道第一高等学校、県立図書館、県近代美術館、県近代美術館天心記念五浦分館、県陶芸美術館、ミュージアムパーク茨城県自然博物館
警察本部	日立警察署、鹿嶋警察署、石岡警察署、古河警察署

2 監査対象年度

令和6年度

3 監査実施期間

令和7年8月19日から11月30日まで

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているかどうか等、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し監査した。
- (2) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認した。
- (3) 地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況に関し、リスクの管理状況を監査した。

5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務の執行について、監査調書により関係書類等と照合するとともに、必要に応じて現地調査、職員からの説明聴取により監査を行った。

監査を重点的かつ効果的に実施するため、重点監査項目を定めて監査を実施しており、今年度は「業務の見える化について」、「事務事業の成果や効果に関する検証について」を重点監査項目とした。

また、前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認するとともに、地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況について職員からの聴取等により監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については「指摘事項」とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については「注意事項」とする。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については「意見」とする。

2 監査結果

下記の事項以外については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事例が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 注意事項

所管部局名	監査実施機関名	監査の結果
産業戦略部	産業技術イノベーションセンター 笠間陶芸大学校	排水処理施設維持管理業務委託について、内部統制が機能せず、随意契約限度額を超えているにもかかわらず、適正な理由なく随意契約としていたことは適切でない。
土木部	土浦土木事務所 つくば支所	普通財産（土地）に係る貸付について、内部統制が機能せず、複数年に渡り貸貸借契約の更新手続きを怠り、貸付料徴収が遅延したことは適切でない。